

埼玉中部環境センターだより

No.46

令和6年6月1日発行



第6回新たなごみ処理施設等建設検討委員会(4ページに記事掲載)

管内人口 (令和6年5月1日現在)

	鴻巣市 (吹上地域は除く)	北本市	吉見町	合計
人口	89,268人	65,404人	17,772人	172,444人
世帯数	40,225世帯	30,820世帯	7,949世帯	78,994世帯

ご家族皆さままでごみの分別・減量にご協力を!

編集・発行：埼玉中部環境保全組合 総務課

比企郡吉見町大字大串2808 TEL.0493-54-0666 FAX.0493-54-0664

<https://www.tyuubu-kankyo.jp/>

埼玉中部環境保全組合議会のお知らせ

令和6年第1回定例会が2月14日(水)に開催されました。提出議案とその審議結果は、次のとおりです。

令和6年第1回定例会提出議案	審議結果
専決処分の承認を求めることについて (埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例)	承認
専決処分の承認を求めることについて (令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号))	承認
令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第4号)	原案可決
令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算	原案可決

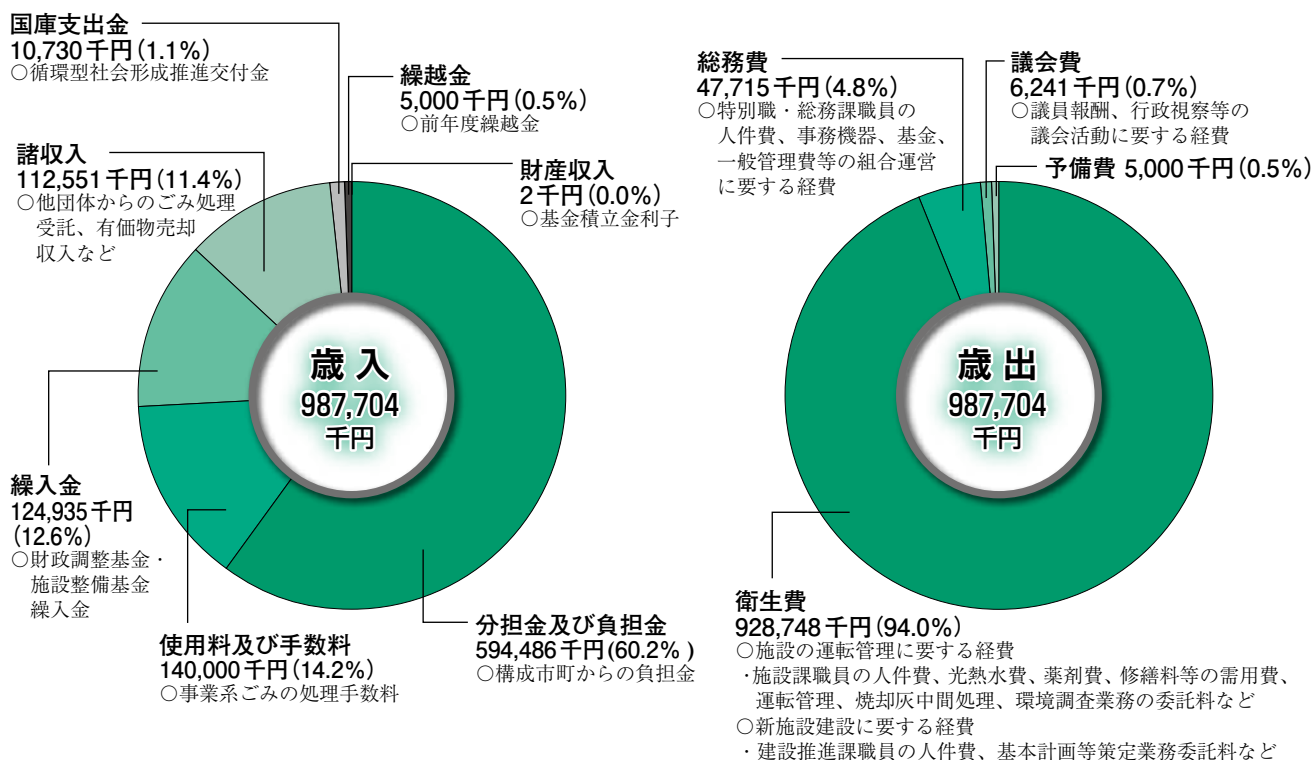
令和6年第2回定例会は、5月28日(火)に開催されました。

令和6年第3回定例会は、10月15日(火)に開催する予定です。

詳しいことは、組合議会事務局(総務課)までお問い合わせください。なお、『組合議会会議録』は、ホームページをご覧ください。

令和6年度当初予算の概要

令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出予算が第1回定例会で可決されました。予算の概要をお知らせします。



令和5年度ごみ処理状況

「ごみ減量 一人ひとりの 自覚から」分別と減量のお願い！

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの埼玉中部環境センターの運転状況は、焼却炉稼働日数349日（内2炉運転246日）、可燃ごみ焼却量43,038トン（ごみ数量はトン未満四捨五入）の内、組合外の1団体からのごみ処理受託4,729トンが含まれております。また、灰の資源化量は4,486トンでした。

粗大ごみは、破碎機稼働日数116日で1,527トンの破碎処理を行い、選別内訳は、鉄等の有価物が289トン（18.93%）、木くず等の可燃

物が1,063トン（69.61%）、その他が175トン（11.46%）であり、有価物の売却による収入は、1,220万6,027円でした。この内、事業所から廃棄されたダンボール5トンを資源として売却しました。

管内発生量は、表-A種類別のとおり前年度に対し、**可燃ごみが896トンの減、粗大ごみが59トンの減、合計955トン、2.67%の減少**でした。

皆様方の更なるごみの分別と減量にご協力をお願いします。

表-A 種類別

（単位：トン）

		鴻巣市	北本市	吉見町	合計	前年度合計	増減
可燃ごみ	家庭系	12,627	9,709	2,411	24,747	25,602	-855
	事業系	4,762	2,753	1,063	8,578	8,619	-41
	計	17,389	12,462	3,474	33,325	34,221	-896
粗大ごみ	家庭系	579	435	164	1,178	1,237	-59
	事業系	176	131	42	349	349	0
	計	755	566	206	1,527	1,586	-59
合計		18,144	13,028	3,680	34,852	35,807	-955

分類別は表-Bのとおり7分類です。

家庭系ごみ74.39%（25,925トン）、事業系ごみ25.61%（8,927トン）の割合となっています。

家庭系の直営は、不法投棄等のごみを市や町で回収したもの、委託は、管内市町の委託を受けた業者、自己搬入は、住民の直接持込みであり、事業系の許可業者は、管内事業所

の収集運搬、公共は、管内市町の公共施設、自己搬入は事業所の直接持込みです。

また、産業廃棄物の搬入量が171トン（0.49%）ありましたが、この産業廃棄物については『廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに同施行令』で定められている事業活動に伴い生じた紙くず、木くず、動物性残渣で、主な事業所は、印刷会社・工務店・畳店等です。

表-B 分類別

（単位：トン）

	家庭系				事業系					合計
	直営	委託	自己搬入	小計	許可業者	公共	自己搬入	産業廃棄物	小計	
可燃ごみ	8	24,547	192	24,747	6,917	793	722	146	8,578	33,325
	0.02%	73.66%	0.57%	-	20.76%	2.38%	2.17%	0.44%	-	100.00%
粗大ごみ	8	525	645	1,178	174	92	58	25	349	1,527
	0.52%	34.38%	42.24%	-	11.39%	6.03%	3.80%	1.64%	-	100.00%
合計	16	25,072	837	25,925	7,091	885	780	171	8,927	34,852
	0.05%	71.94%	2.40%	74.39%	20.34%	2.54%	2.24%	0.49%	25.61%	100.00%

新たなごみ処理施設等建設検討委員会について

令和5年度に開催した新たなごみ処理施設等建設検討委員会の主な協議内容は以下のとおりです。

	開催日	協議内容
第1回	令和5年7月6日	(1)建設検討委員会の協議事項及びスケジュールについて、(2)施設整備の基本理念及び基本方針について
第2回	令和5年8月22日	(1)計画ごみ処理量・計画ごみ質について、(2)施設規模について、(3)処理方式の選定方法及び一次選定について、(4)環境保全基準について
第3回	令和5年11月7日	(1)その他処理施設の整備方針について、(2)補助的な処理施設の整備方針について、(3)処理方式の二次選定について、(4)建設予定地における災害対応について
第4回	令和5年12月22日	(1)補助的な処理施設の整備方針について、(2)処理方式の二次選定について、(3)その他処理施設の整備方針について、(4)委員会の協議事項及びスケジュールについて(変更)
第5回	令和6年1月26日	(1)施設規模について、(2)エネルギー利用について、(3)施設配置について、(4)事業方式選定のための調査方法について
第6回	令和6年3月27日	(1)施設配置について、(2)中間答申について

○新たなごみ処理施設等建設検討委員会会議開催のお知らせについて

- ・会議の開催日程等は本組合ホームページでお知らせします。
- ・会議は原則公開を予定しておりますが、公開・非公開については会議に諮って決定します。
- ・視聴をご希望の方は、人数制限がございます。詳しくは本組合ホームページでご確認いただくか、本組合の建設推進課までお問い合わせください。

☎0493-54-0666

第3回～第5回新たなごみ処理施設等地元協議会を開催

前回の埼玉中部環境センターだより発行以降、第3回から第5回の埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会を笠原公民館で開催しました。本協議会は、地元住民の皆さまと本組合が、ごみ処理施設等の円滑な整備及び運営のための協議を行うことを目的に設置されたもので、施設周辺の生活環境の保全に関する事項や、その他新施設の整備等に必要な事項を協議しています。

新たなごみ処理施設等地元協議会の開催状況

	開催日	開催場所	会議内容
第3回	令和5年11月16日	鴻巣市 笠原公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・建設予定地における災害対応について ・建設予定地の周辺環境について ・エネルギー利用について ほか
第4回	令和6年1月13日		
第5回	令和6年3月12日		

※会議資料、会議録については、本組合ホームページに随時掲載しています。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/council.html>)

新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定について

新たなごみ処理施設等建設検討委員会より組合管理者に対して中間答申がなされました

埼玉中部環境保全組合では、令和5年7月6日に第2期となる新たなごみ処理施設等建設検討委員会を設置しました。建設検討委員会では、宮崎管理者から、埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関することについての諮問を受け、これまで6回の会議を重ね調査研究及び検討を進めてきました。

本基本計画は、令和5年度、6年度の2か年で検討する予定で、令和6年3月27日開催の、第6回会議の後、以下の4項目について中間答申がなされました。

◎中間答申の要点

1 施設整備の基本理念及び基本方針について

「地球に優しい『循環型社会』、『脱炭素社会』を目指し、市民町民に親しまれる施設づくりを進めます」を基本理念に、施設整備の基本方針を設定しました。

2 処理対象ごみ、整備する処理施設及び施設規模

整備する処理施設及び施設規模等について、可燃ごみ処理施設は施設規模が1日147トンの焼却(ストーカ式)を候補とし、粗大・不燃ごみ処理施設は1日16.5トン、プラスチック類資源化施設は1日20.8トン、有害ごみ等のストックヤードは700㎡としました。さらに、剪定枝をたい肥化する剪定枝資源化施設を1日4.1トンの施設規模としています。

3 環境保全基準について

排ガスについては、法令等基準値より厳しい自主基準値を設けることとし、排ガス以外の騒音、振動、悪臭、排水については、法令等基準値を設定しています。

4 建設予定地の敷地範囲について

整備する施設の配置や県道の渋滞回避、災害廃棄物仮置場の機能の確保、緑地や調整池等の配置等についてまとめた施設配置方針をもとに、それぞれの施設等の面積及び配置を検討し、建設予定地の敷地範囲を図1のとおりとしました。



図1

※中間答申の全文及び建設検討委員会の会議資料、会議録については、本組合ホームページに掲載しています。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/consider.html>)

統一的な基準による財務書類の公表について

埼玉中部環境保全組合では、財政状況を分かりやすく説明し、財政運営の効率化・適正化を図ることなどを目的に、平成28年度決算から、国が示す「統一的な基準」による財務書類の作成を行っています。このたび、令和4年度決算に係る統一的な基準による財務書類を作成しましたので概要について公表します。

公表する4つの指標

- ①貸借対照表 …………… 本組合の保有財産(資産)と保有財産の財源(負債・純資産)について
- ②行政コスト計算書 …… 本組合の運営に必要な費用について
- ③純資産変動計算書 …… 本組合の令和4年度の資産の変動について
- ④資金収支計算書 ……… 本組合の令和4年度末の現金・預金について

①貸借対照表	資産合計	18億3,069万9千円(施設や土地、基金など)
	負債・純資産合計	18億3,069万9千円
	うち、負債は	4,749万1千円(退職手当引当金など)
	純資産は	17億8,320万8千円(返済の必要が無い資産など) ※資産合計と負債・純資産合計は同額になります。

②行政コスト計算書 5億3,112万3千円(人件費や建物の維持補修費等から手数料等を引いたもの)

③純資産変動計算書 17億8,320万8千円(令和4年度中の負債を除いた資産の変動結果)

④資金収支計算書 3,586万0千円(令和4年度末の現金及び預金残高)

各表の詳細なデータについては本組合ホームページに掲載しています。
(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/disclosure/finance.html>)

令和7年度一般事務職員募集のお知らせ

一般事務職員を募集します	募集受付時期：令和6年8月頃	詳細については、7月頃、本組合ホームページにてお知らせする予定です。
	試験予定日：令和6年9月頃	
	採用予定日：令和7年4月1日	

施設見学情報

令和5年度の小学生の社会科見学者数は1,417人(27校)でした。社会科見学で訪れた子どもたちは、中央制御室やごみクレーン操作室などを見学し、実際に動いているクレーンを見たり、施設職員に質問したりしながらごみ処理について学びました。

埼玉中部環境センターの業務を多くの方にご理解いただくために、施設見学を受け入れています。ご希望される方は2週間前までにご連絡をお願いいたします。☎0493-54-0666

編集後記

皆様に読んでいただく「埼玉中部環境センターだより」は、本環境センターの運営状況等をお知らせするものです。業務に関する「ご質問」「ご意見」「ご希望」がございましたらお気軽にご連絡ください。☎0493-54-0666



構成市町担当課 《鴻巣市役所環境課・北本市役所環境課・吉見町役場環境課》
☎048-541-1321 ☎048-594-5553 ☎0493-54-7811